

神奈川県立東部職業能力開発推進協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、神奈川県立東部職業能力開発推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進協議会は、事業所相互間の連携を図るとともに、企業内訓練及び公共職業訓練の推進を図り、生涯職業能力開発の展開と充実に努めることを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第3条 推進協議会の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 公共職業能力開発施設の訓練に対する企業ニーズの提供
- (2) 公共職業訓練と企業内訓練の実施上の協力体制の確立
- (3) 公共職業能力開発施設で実施する事業の支援に関する事項
- (4) 職業能力開発に関する情報の提供及び研修
- (5) その他、推進協議会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

(会員)

第4条 推進協議会は、この会則に定める目的及び活動に賛同する会員をもって構成する。

(会費)

第5条 推進協議会の会費は、次のとおりとする。

会員 年会費 6,000円

(入会の手続き)

第6条 推進協議会に加入しようとする者は、別に定める入会申込書を会長あてに提出するものとする。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の各項に該当する場合、その資格を失う。

- (1) 退会の申し出があった場合
- (2) 継続して1年以上会費を滞納した場合
- (3) 推進協議会の目的や活動を妨げ、もしくは推進協議会の信用を著しく損なう行為があった場合

2 前項(3)の場合、理事会の決議を必要とする。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、神奈川県立東部総合職業技術校に置く。

第4章 役員

(役員)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 会計監査 2名

(役員を選任)

第10条 会長、副会長は、理事の互選により定める。

- 2 理事は、総会において選任する。
- 3 会計監査は、理事の互選により定める。

(役員職務)

第11条 会長は、推進協議会を代表し、会務を処理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を処理する。
- 4 会計監査は、会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

(顧問及び参与)

第13条 推進協議会に、名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、会長を退任した者の中から、会長が理事会の決議を得て委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 会議

(会議)

第14条 推進協議会の会議は、総会と理事会とする。

(総会)

第15条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。定期総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたととき開催する。

(総会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画
- (4) 事業報告
- (5) 予算及び収支決算
- (6) その他、推進協議会の運営上特に必要な事項

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席会員の過半数以上の同意を得て決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第19条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、理事の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、その議長は会長がこれにあたる。

3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長が理事会の開催が困難であると認めるときは、理事に書面をもって議決事項の賛否を求め、理事の過半数の賛成をもって理事会の議決とする。可否同数のときは会長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第20条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他、推進協議会の運営上必要な事項

第6章 会計

(会計)

第21条 推進協議会の経費は、会費、連合会交付金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

2 会費は、年度当初に納入するものとする。ただし、必要に応じて、臨時会費を徴収することができる。

3 年度途中入会した会員は、入会と同時に会費の年額を納入するものとする。

4 納入された金額は返還しないものとする。

5 推進協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。その納入は直接事務局へ、又は次の銀行に払い込むものとする。

<払込先> ゆうちょ銀行 神奈川県職業能力開発推進協議会

第7章 推進部会

(推進部会の設置)

第22条 推進協議会は、事業の円滑な実施を図るため、理事会の承認を経て、別途推進部会を設置することができる。

2 会員は、前項の推進部会に所属し、職業能力開発の推進などの活動の参画に努めるものとする。

第8章 雑則

(運営上の事項)

第23条 この会則に定めるもののほか、推進協議会の運営上必要な事項は理事会で定める。

附則

この会則は、平成20年4月14日から施行する。

附則

この会則は、平成25年5月9日から施行する。

附則

この会則は、令和2年8月3日※ 備考から施行する。

ただし、第19条4項は、令和2年4月1日から適用する。

※ 備考

施行期日は、令和2年度臨時総会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催）となり、書面表決書提出締切り日である8月3日を、会員の過半数以上の同意が得られ議決したこととし同日を施行日とした。

ただし、第19条4項は、令和2年4月1日から適用する。